

No.19  
2004年6月1日号  
各チームの購読料はチ  
ーム登録料に含まれてい  
ます。定価(一部100円)

# 熊本県サッカー協会だより

発行／熊本県サッカー協会  
〒860-0831  
熊本市八王寺町9-60  
TEL 096-334-5565  
FAX 096-334-5568  
発行者／©広報記録委員会  
石丸 捷一

## 第25回 熊本県中学生サッカー総合選手権大会

# 小川中学校4年ぶり5度目の優勝

第25回熊本県中学生  
サッカー総合選手権大  
会は4月24日に山鹿中  
学校他、県下全域の各  
会場で開会し、126チ  
ームが参加し、熱戦をく  
り広げた。

大会最終日は5月8  
日、八代市の県営八代  
運動公園で準決勝、決  
勝を行い、小川中が決  
勝でルーテル学院中学  
校を3-0で下し、4  
年ぶり5度目の優勝を  
飾り頂点に立った。

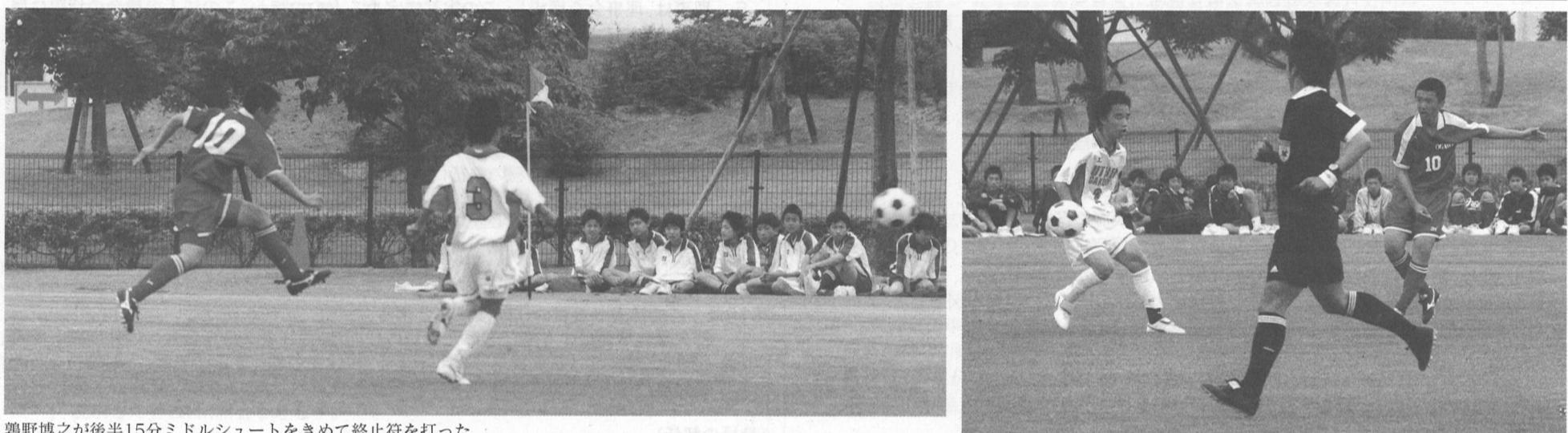
小川中は準決勝で長  
崎中に1-0で競り勝  
ち、ルーテル中は宇土  
鶴城中を2-0で下し  
て決勝に進出した。

決勝では 小川中は  
前半5分、左CKのチ  
ヤンスを得て、佐野公  
政のボールがルーテル  
中ゴール前の混戦を誘  
い、FW米村友佑が押  
し込んで先制した。

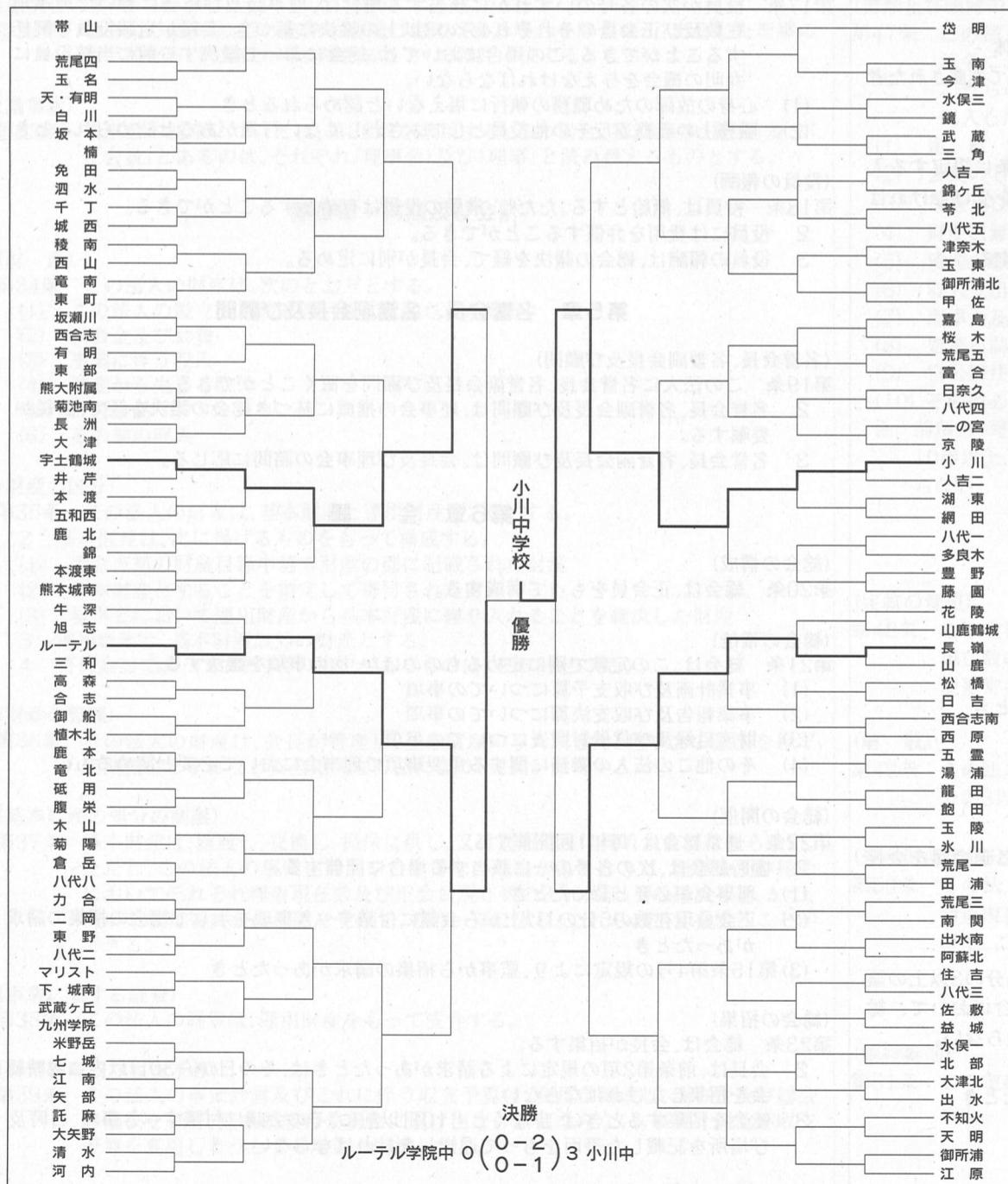
同26分、ルーテル中  
DFとGKのスペース  
へ走り込んだ鶴野博之  
がミドルシュートを放つ  
と、FW米村友佑が押  
し込んで先制した。

さらに後半15分には  
再び鶴野がルーテル中  
守備陣がドリブル突破  
し、左25mからのミド  
ルシュートを連続ゴー  
ルし、突き放した。

ルーテル中は前半か  
ら中田健太郎を中心  
に攻め続けるが、決定機  
にゴールを外すなど、  
リズムに乗れずに、高  
さとスピードの攻撃  
の前に無得点だった。  
小川中は堅い守備陣  
、展開力のある中盤、  
高さとスピードの攻撃  
陣が連携し、集中した  
プレーが見事だった。



鶴野博之が後半15分ミドルシュートをきめて終止符を打った。



総合選手権大会 決勝 小川中 対 ルーテル中 メンバー表

チーム名		小川中学校		チーム名		ルーテル中学校	
位置	背番号	氏名		位置	背番号	氏名	
GK	1	中川 真貴		GK	1	笹山 裕光	
DF	3	中村 琢也		DF	5	水本 勝成	
	6	本田 喬道			3	児玉 弦大	
	19	原井隆太郎			2	古庄 史明	
	7	塚本 拓也			8	野添 雅俊	
MF	9	佐野 公政		MF	6	秋吉 泰佑	
	15	下 陵司			16	嶋中 博輝	
	14	宮本 幸成			13	吉見 貴大	
	17	林 恭功			9	藤村 将世	
FW	10	鶴野 博之		FW	7	西 翼	
	13	米村 友佑			10	中田健太郎	
	12	村上 武典			12	市原 拓巳	
	5	古賀 遼平			11	古閑 紀之	
交	4	千原 信二		交	14	高田 顯央	
	18	本村 大志			4	村本 明文	
代	27	吉川 大翔		代	17	西 美都留	
	26	川村 浩二			15	星子 豊英	
	11	松影 浩平			18	上村 了太	

# 一定 款一

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人熊本県サッカー協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本県熊本市八王寺町9番60号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、熊本県のサッカー界を統括し、代表する団体としてサッカー競技の普及及び振興をはかり、財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって熊本県民の豊かなスポーツ文化の振興、青少年の健全育成並びに県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 熊本県サッカー界を代表する唯一の団体として財団法人日本サッカー協会及び九州サッカー協会並びに財団法人熊本県体育協会に加盟すること
- (2) サッカーの競技会の開催、運営に関すること
- (3) サッカー指導者の養成及びサッカー競技者の育成強化を図ること
- (4) サッカー技術の普及と研究及び指導に関すること
- (5) 審判技術の普及と研究及び審判員の養成並びに登録に関すること
- (6) サッカーに関する広報及び普及に関すること
- (7) サッカーにおける医科学知識の普及及び向上に関すること
- (8) 地域社会におけるサッカーグループの育成協会に関すること
- (9) 熊本県を代表するチームの役員及び選手の選定に関すること
- (10) サッカーを通じての国際交流に関すること
- (11) サッカーに係るチーム、選手及び監督の登録に関すること
- (12) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関すること
- (13) サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関すること
- (14) サッカー施設の管理運営及び拡充整備に関すること
- (15) サッカー以外のスポーツ団体と連携協力し、スポーツの振興を図ること
- (16) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (会員の資格)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長に第7条に規定する入会金と添えて会長が別に定める入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

### (入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金5,000円
- (2) 賛助会員 1口 金5,000円
- 2 この法人の会費は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 年額 金5,000円
- (2) 賛助会員 年額1口 金10,000円
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

### (会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見、保佐、補助開始の審判又は破産宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 会費を納入しないとき
- (5) 除名されたとき

### (退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の議決に基づき、会長が当該会員を除名することができる。この場合において、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の会員として定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

### (拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

## 第4章 役員および職員

### (役員)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 30名以上37名以内とする  
監事 2名
- (2) 理事のうち、会長1名、副会長2名以上4名以内、専務理事1名、常務理事2名以上4名以内とする

### (役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、互選により、会長、副会長及び専務理事並びに常務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合はそれぞれ理事現在数の3分の1以下とする。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であつてはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を熊本県教育委員会に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を熊本県教育委員会に届け出なければならない。

### (理事の職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の日常業務に従事する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

### (監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 貢産及び会計を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 貢産及び会計又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は熊本県教育委員会に報告する
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会もしくは理事会の招集を請求し、又は招集すること

### (役員の任期)

第16条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (役員の解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び総会において理事現在数及び正会員のそれぞれ4分の3以上の議決に基づき、会長が当該役員を解任することができる。この場合においては、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

### (役員の報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 名誉会長、名誉副会長及び顧問

### (名誉会長、名誉副会長及び顧問)

第19条 この法人に名誉会長、名誉副会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長及び理事会の諮詢に応じる。

## 第6章 会 議

### (総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 貢産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

### (総会の招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、少なくとも10日前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 通常総会及び臨時総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから互選する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印をしなければならない。また、議事録を電磁的方法により記録した場合には、議事録署名人が電子署名を行うものとする。

## 第7章 理 事 会

(理事会の召集)

第29条 理事会は、毎年3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、又は第15条第4号の規定により、監事から招集の請求があったときは、会長は、その請求のあった日から14日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するときは、少なくとも7日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、第28条を準用する。この場合、第28条中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第8章 財産及び会計

(財 産)

第34条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) この法人の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(財産の区分)

第35条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
  - 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 4 寄附金品であって、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

(財産の管理)

第36条 この法人の財産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とするなど安全確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(事業に要する経費)

第38条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、熊本県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第41条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後、会長が作成し、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎年会計年度終了後3か月以内に熊本県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

- 2 この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第43条 第37条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び正会員現在数の3分の2以上の議決を経て、熊本県教育委員会に承認を受けなければならない。

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 専門委員会・事務局

(専門委員会)

第45条 この法人の第4条の事業を遂行するため、必要な専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の委員、構成及び事業内容等は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(事務局の設置等)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。  
3 職員は、会長が任免する。職員は、有給とする。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第47条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。また、これらの書類を電磁的記録により作成した場合は、その作成者及びその標題を記入した上で、保管しなければならない。

- (1) 定 款
  - (2) 会長の名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
  - (4) 財産目録
  - (5) 資産台帳及び負債台帳
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
  - (8) 処務日誌
  - (9) 官公署往復書類
  - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号まで及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款を変更する場合には、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の認可を得て変更する。

(解 散)

第49条 この法人は、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第50条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の許可を得て、この法人の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第11章 補 則

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、会長が別に定める。

熊本県サッカー協会は、昭和25年に任意団体として発足以来、今年で54年目を迎えました。その間、多くの先輩諸氏の努力が実を結び、熊本県体育協会の中でも2万5千に近い登録者を抱える大所帯となりました。それに伴い当然、予算規模も年々増えておりました。少子化の中でも、サッカーに対する熱は高まつております。一つのサッカーカー文化が形成されています。熊本県サッカーアー協会としても、各部会ごとに地域活性化、青少年育成に努力してまいりました。子供達が安心してサッカーカーをする事ができる環境をこれからも、もっと充実させなければなりません。

その為に必要な予算措置にしても、協会として尚一層の透明性が要求されます。この様な観点から、昨年の評議員総会で、熊本県サッカーアー協会がさらに発展する為には「法人化」プロジェクトチームをつくり、日本サッカーアー協会に相談、指示を仰ぎながら準備を進めてまいりました。

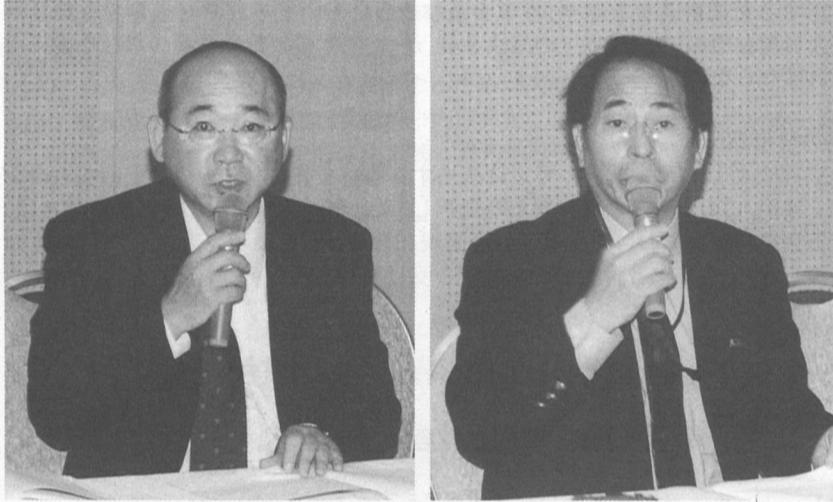
そして、今迄の任意団体としての県協会は発展的解消され、今日から新たに「社団法人熊本県サッカーアー協会」としてスタートする訳であります。本日の総会では、定款について（本広報誌2頁と3頁参照のこと）平成16年度の事業計画、および予算案も「法人化」を十分に認識・理解して承認いただきたいと思います。

本日の総会では、定款について（本広報誌2頁と3頁参照のこと）平成16年度の事業計画、および予算案も「法人化」を十分に認識・理解して承認いただきたいと思います。

## 熊本県サッカーアー協会

会長 荒木時彌

# 平成十六年度 評議員総会



今田事務局長

北岡理事長

第5号議案は財産の寄付等についてのもので、平成16年度事業計画（案）ならびに監査報告書を提出されました。また平成16年度の事業計画案と収支予算案が提出されたがこれも1・2号議案同様可決承認されました。

以上のようないふたつの議案は、寄付等についても今迄通り理事長の説明の後可決承認される。

また平成16年度の事業計画案と収支予算案が提出されたがこれも1・2号議案同様可決承認されました。

以上のような経過を持つて16年度の評議員総会は終わった。

社団法人熊本県サッカーアー協会の設立総会が行われた。

## 平成16年度熊本県サッカーアー協会収支予算書

I 収入の部		科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 入金収入		(1)入金収入	5,000× 682	(2)審判費事業費	3,410,750
2 会費収入		(1)正会員年会費収入	5,000× 682	(3)会員登録料	3,410,000
		(2)賛助会員年会費収入	10,000×	(4)大会運営費受託事業収入	0
3 事業収入		(1)登録事業収入	91,524,500	(5)全国運動会補助金	0
		(①ホーム登録料)	57,289,500	(6)日本協会登録料	21,353,475
		(②人会登録料)	12,037,500	(7)登録料交付金	6,096,375
		(③日本協会登録料)	2,681,500	(8)都道府県基本交付金	2,500,000
		(④監督登録料)	1,364,000	(9)強化育成資金	1,000,000
		(⑤九州協会登録料)	701,500	(10)事務局専従	0
		(⑥県協会登録料)	2,852,500	(11)法人化取得	1,000,000
		(⑦全国協会登録料)	610,000	(12)インセンティブ	205,100
		(⑧全県連盟費)	807,000	(13)指導者登録料	600,000
		(⑨九州連盟費)	2,000×	(14)CQ登録料	5,526,000
		(⑩九州社会人連盟、1種(一般))	180	(15)チケット販売	38,000
		(⑪九州大学連盟、1年(大学))	40,000×	(16)2種委員会(高校)	750,000
		(⑫九州シニア連盟)	5,000×	(17)3種委員会(中学生・クラブ)	728,000
		(⑬九州女子 5種(一般大学))	2,000×	(18)4種委員会(小学校・クラブ)	210,000
		(⑭九州女子 5種(高校))	2,000×	(19)女子委員会	900,000
		(⑮九州女子 5種(中学生))	2,000×	(20)シニア委員会	1,600,000
		(⑯九州女子 5種(小学))	12	(21)フットサル委員会	400,000
		(⑰部門活動費)	3,021,000	(22)キッズ委員会	900,000
		(⑱個人登録料)	27,324,000	(23)中学生年代トライアルFA	10,000,000
		(⑲日本協会登録料)	20,340,000	(24)キッズプログラムプロジェクト(モデルFA)	10,000,000
		(⑳県協会登録料)	6,984,000	(25)熊本県体育協会補助金収入	2,875,000
		(㉑機関紙代)	3,751,000	(㉒)競技技術対策事業	1,375,000
		(㉒日本協会会員登録料)	3,410,000	(㉓)競技技術対策事業	1,500,000
		(㉓裁判登録料)	13,662,000	(㉔)行政補助金	61,000
		(㉔日本協会会員登録料)	3,751,000	(㉕)その他補助金	1,490,000
		(㉕部門活動費)	3,694,000	(㉖)その他補助金	1,490,000
		(㉖市長登録料)	1,119,500	(㉗)寄付金収入	29,629,304
		(㉗県連盟会費)	3,521,750	(㉘)雑収入	200
		(㉘フットサル登録料)	515,000	(㉙)受取利息	200
		(㉙日本協会会員登録料)	1,000×	(㉚)その他収入	0
		(㉚大運営事業収入)	515	(㉛)前年度繰越金	0
		(㉛参加料収入)	21,915,000	(㉜)当期収入合計	156,754,229
		(㉜協賛金・広告料等)	1,920,000	(㉝前期繰越支差額)	0
		(㉝その他事業収入)	10,400,000	(㉞)収入合計	156,754,229
4 指導普及事業収入		(㉟)指導者研修事業	7,426,750		
		(㉟)指導者研修事業	2,100,000		

II 支出の部		科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 事業支出		(1)事業運営支出	102,605,280	(2)人件費	120,000
		(2)会員登録料	39,457,750	(3)事務用品費	218,000
		(3)監督登録料	6,139,000	(4)消耗品費	150,000
		(4)裁判登録料	2,424,000	(5)旅費	60,000
		(5)九州連盟会費	1,364,000	(6)会議費	954,500
		(6)全国連盟会費	701,500	(7)涉外費	320,000
		(7)県連盟会費	610,000	(8)旅費交通費	1,149,000
		(8)市連盟会費	782,000	(9)手取手数料	70,000
		(9)県連盟会費	20,340,000	(10)税金	42,000
		(10)市連盟会費	3,410,000	(11)その他の会員会費	1,046,000
		(11)県連盟会費	3,410,000	(12)被服・印刷費	1,344,978
		(12)市連盟会費	9,053,750	(13)備品費	16,362,000
		(13)裁判登録料	3,694,000	(14)福利厚生費	6,000,000
		(14)日本協会会員登録料	3,694,000	(15)修繕費	40,000
		(15)部門活動費	1,119,500	(16)設備費	38,000
		(16)裁判登録料	4,244,000	(17)施設購入費	870,000
		(17)県連盟会費	515,000	(18)運営費	1,340,000
		(18)市連盟会費	515,000	(19)修繕料	300,000
		(19)裁判登録料	48,332,457	(20)備品購入費	47,000
		(20)県連盟会費	10,739,479	(21)消耗品費	100,000
		(21)市連盟会費	562,000	(22)修繕費	550,000
		(22)裁判登録料	7,535,216	(23)印刷製本費	550,000
		(23)県連盟会費	4,290,000	(24)運送料	50,000
		(24)市連盟会費	3,021,373	(25)水道光熱費	300,000
		(25)裁判登録料	3,580,692	(26)賃借料	1,800,000
		(26)県連盟会費	2,625,697	(27)保険料	400,000
		(27)市連盟会費	600,000	(28)旅費	400,000
		(28)裁判登録料	8,926,000	(29)講習会料	100,000
		(29)県連盟会費	7,102,000	(30)招待料	200,000
		(30)市連盟会費	3,100,000	(31)寄付金支出し	0
		(31)裁判委員会開催事業費	4,002,000	(32)支払手数料	80,000
		(32)国体委員会開催事業費	3,715,000	(33)備品費	1,000,000
		(33)国体運営代行費(成年男子)	1,260,000	(34)運営費	950,000
		(34)国体運営代行費(成年女子)	1,170,000	(35)会員登録料	50,000
		(35)国体運営代行費(少年男子)	1,285,000	(36)会員登録料	500,000
		(36)国体運営代行費(少年女子)	1,200,000	(37)会員登録料	250,000
		(37)県連盟会費	380,000	(38)予備費	1,000,000
		(38)裁判登録料	220,000	(39)特例会計支出手	28,578,134
		(39)裁判登録料	160,000	(40)会員登録料	20,000,000
		(40)裁判登録料	1,803,000	(41)会員登録料	5,000,626
		(41)裁判登録料	1,267,474	(42)会員登録料	1,157,575
		(42)裁判登録料	601,056	(43)会員登録料	244,338
		(43)裁判登録料	1,694,541	(44)会員登録料	833,013
		(45)裁判登録料	160,000	(45)施設拡充積立基金支出	1,000,000
		(46)裁判登録料	280,000	(46)予備費	2,990,279
		(47)裁判登録料	354,541	(47)特例会計支出手	156,754,229
		(48)裁判登録料	300,000	(48)会員登録料	0
		(49)裁判登録料	600,000	(49)会員登録料	0
2 委員会管理費		6,218,536	(50)会員登録料	0	

## 平成15年度熊本県サッカーアー協会決算書

|
|  |